

商品概要説明書

大口定期貯金<単利型>

(令和6年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・大口定期貯金(単利型) 愛称: JAあさか野2024ウィンターキャンペーン
2. 販売対象	・個人
3. 販売条件	・本商品の契約のために、新たにお預け入れいただける資金に限定させていただきます。 ・本商品の取扱い開始前・取扱期間中の定期貯金の解約金による預け入れ、また、本商品の取扱い開始前からの当座性貯金(普通貯金等)の残高による預け入れではご利用できません。
4. 期間	・定型方式1年 ・自動継続のみの取扱いとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・窓口取引による一括預入(*ATM・ネットバンクからの受入れはできません。) ・1,000万円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・「大口定期貯金(単利型)」1年もの0.20%を当該満期日まで適用します。 自動継続後は、自動継続時の「大口定期貯金(単利型)」1年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特 約事項	・総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
10. 中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の(1)および(2)の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (1) 次の預入期間に応じた利率 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%

	<p>(2) 次の算式により計算した利率</p> $\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
11. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融共済部 (電話: 048-451-1122) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
13. その他参考となる事項	<p>・以下のとおり、販売を実施します。</p> <p>(1) 取扱期間: 令和6年11月1日 (金) から令和6年12月30日 (月)</p> <p>また、取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。</p>
14. 義援金に関する事項	<p>・本商品取扱期間終了後、本商品預入総額の0.05%相当額を能登半島地震被災地の農業復興などを支援するため義援金として寄付いたします。</p> <p>・義援金については当組合が負担するため、お客様のご負担はありません。</p>